

▶整備基準抜粋

- 才 当該移動円滑化経路を構成する昇降機（力に定めるものを除く。以下才において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に定める構造とすること。
- (ア) かご及び昇降路の出入口の幅は、内法^{のり}を80センチメートル以上とすること。
- (イ) かごの幅は、内法^{のり}を140センチメートル以上、奥行きは内法^{のり}を135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数ある昇降機であって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）においては、この限りでない。
- (ウ) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、(イ) のただし書に規定する場合においては、この限りでない。
- (エ) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (オ) かご内の側板には、手すりを設けること。
- (カ) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。
- (キ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (ク) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (ケ) かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (コ) かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（(ケ) に規定する制御装置を除く。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (サ) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (シ) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、内法^{のり}を150センチメートル以上とすること。
- (ス) かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、当該昇降機の停止する階が2のみである場合においては、この限りでない。
- 力 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして、第1の1の項(2)の力に定める構造とすること。

▶目標となる基準抜粋

- 才 当該移動円滑化経路を構成する昇降機（力に規定するものを除く。以下才において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に定める構造とすること。
- (ア) かご及び昇降路の出入口の幅は、内法^{のり}を90センチメートル以上とすること。
- (イ) 同上
- (ウ) 同上
- (エ) 同上
- (オ) 同上
- (カ) 同上
- (キ) 同上
- (ク) 同上
- (ケ) 同上
- (コ) 同上
- (サ) 同上
- (シ) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、内法^{のり}を180センチメートル以上とすること。
- (ス) 同上
- 力 同上

移動円滑化経路を構成する昇降機

	整備基準	目標となる基準
出入口幅	80cm	90cm
かご幅	140cm	140cm
かご奥行き	135cm	135cm
戸の開閉を確認できる鏡	○	○
ガラス窓付の戸	○	○
かご内側板に手すり	○	○
戸の開閉時間延長機能	○	○
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
車いす使用者対応制御装置	○	○
制御装置の点字表示	○	○
乗降ロビー高低差排除	○	○
乗降ロビー幅・奥行き	150cm	180cm
昇降方向の音声案内	○	○

「出入口が複数ある
ものを除く」

▶解説

建築物の昇降機の項参照

II 公共交通 機関の施設

7

便所

▶整備基準抜粋

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所は第1の8の項の規定のほか、次に定める構造とすること。

ア 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

ウ 移動円滑化経路と車いす使用者用便房が設けられている便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、1の項(2)のア及びウに定める構造とすること。

▶目標となる基準抜粋

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所は第1の9の項の規定のほか、次に定める構造とすること。

ア 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

イ 移動円滑化経路と車いす使用者用便房が設けられている便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、1の項(2)のア及びウに定める構造とすること。

▶解説

建築物の便所の項参照